

青警本地第588号
平成26年3月28日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

駐在所等報償金贈与対象者に対する災害補償制度実施要綱の制定について

この度、駐在所等同伴家族の処遇改善を図るため、別添のとおり「駐在所等報償金贈与対象者に対する災害補償制度実施要綱」を制定し、平成26年5月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

記

1 制定の趣旨

警察官駐在所及び警察官駐在所と勤務形態を同じくする交番（以下「駐在所等」という。）は、職住一体の警察機関として設置されており、駐在所等勤務員は、警ら、巡回連絡、事件・事故等への対応等により、一時的に駐在所等を不在にした場合には、各種警察事象や地域住民からの要望等に対し、駐在所等に附置する住宅に同居する配偶者（以下「駐在所等配偶者」という。）が駐在所等勤務員に代わって対応するなど、駐在所等勤務員と一体となって警察業務を補助している現状にある。

しかしながら、これまで、駐在所等配偶者が、警察活動を補助する過程において受傷した場合等においては、公的な補償制度がなかったことから、駐在所等配偶者を被保険者とする傷害保険に加入することによって、駐在所等配偶者の災害補償制度を確立し、駐在所等配偶者の処遇改善を図ることとしたものである。

2 制度の要点

(1) 目的（第1関係）

本制度は、駐在所等配偶者が、駐在所等勤務員の補助的活動に起因して受傷した事故に対して保険金を支払うための制度である。

(2) 保険金の種類（第2関係）

保険金の種類は、死亡、後遺障害、入院及び通院の各保険金とした。

(3) 被保険者（第3関係）

本制度の適用となる駐在所等配偶者については、駐在所等に附置する住宅に居住する警察官と同居する者であって、継続的に当該警察官の職務に協力している配偶

者等で、報償金の贈与対象者として警察署長が認定した者とした。

(4) 支払対象事故（第4関係）

保険金の支払の対象となる事故は、駐在所等勤務員の警察業務の補助的活動に起因して受傷した事故とし、その態様を明示した。

(5) 事務手続（第5～第6関係）

保険金請求に係わる事務手続について定めた。

(6) 庶務（第7関係）

本件災害補償制度に関する庶務は、警察本部地域課で行うこととした。

担当 地域課企画係

別添

駐在所等報償金贈与対象者に対する災害補償制度実施要綱

第1 目的

この要綱は、警察官駐在所及び警察官駐在所と勤務形態を同じくする交番（以下「駐在所等」という。）に勤務する警察官の職務に協力する家族が、警察活動を補助する過程において受傷した場合等における災害補償制度（以下「駐在所等配偶者傷害保険」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 保険金の種類等

駐在所等配偶者傷害保険の種類及び金額は、次表のとおりとする。

保険金の種類	保険金額
死亡保険金	500万円
後遺障害保険金	死亡保険金額の4%～100%
入院保険金（日額）	5,000円
通院保険金（日額）	3,000円

第3 被保険者

駐在所等配偶者傷害保険の対象者（以下「被保険者」という。）は、「駐在所等報償金取扱規程」（平成13年10月本部訓令第24号）第2条に規定する、駐在所等に勤務し、かつ、当該駐在所等に附置する住宅に居住する警察官と同居する者であって、継続的に当該警察官の職務に協力している配偶者等で、報償金の贈与対象者として警察署長が認定した者（以下「駐在所配偶者」という。）とする。ただし、人事異動により駐在所等配偶者が交替した場合は、その離着任日時を基準として被保険者とする。

第4 支払対象事故

保険金支払の対象となる事故（以下「支払対象事故」という。）は、駐在所等勤務員の警察業務の補助的活動に起因して受傷した事故とする。

なお、補助的活動の例示は、別表のとおりとする。

第5 事故発生報告

- 1 被保険者は、支払対象事故が発生した場合は、速やかに配偶者である駐在所等勤務員を通じて、警察署の地域課長へ報告するものとする。
- 2 警察署の地域課長は、警察署長に報告するものとする。
- 3 報告を受けた警察署長は、警察本部地域課長を経由して警察本部長に報告するものとする。

第6 保険金の請求手続及び審査

- 1 被保険者は、保険金の請求をする場合は、保険金請求書類を警察署地域課長を経由して警察署長に提出するものとする
- 2 警察署長は、保険金請求書類の提出があった場合は、支払対象事故該当の適否及び

保険金請求書類を警察本部地域課長と協議のうえ審査し、支払対象事故に該当する場合は、保険金請求書類を警察本部地域課長を経由して警察本部長へ送付するものとする。

- 3 警察本部地域課長及び警察署地域課長は、支払対象事故の有無について審査した結果、支払対象事故に該当しないと認めた場合は、被保険者にその旨を通知するものとする。

第7 庶務

駐在所等配偶者傷害保険に関する庶務は、警察本部地域課で行うものとする。

別表（第4関係）

駐在所等配偶者の警察業務の補助的活動例

区 分	補助的活動例
通常業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話の応対 ○ 地理案内 ○ 遺失・拾得物の届け出受理 ○ 各種相談の受理 ○ 交通事故の申告受理
地域コミュニティ業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域行事の開催準備及び参加 ○ 地域住民との交流活動 ○ 交通安全、防犯等活動の準備及び参加
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駐在所等の事務室等の清掃に伴う事故 ○ 駐在所等敷地内の環境整理時の事故（除雪・排雪等を含む。） ○ 地域行事等の会場間の往復途上における事故
<p>※ その他、上記活動例以外の駐在所等勤務員の警察業務の補助的活動に起因して受傷した事故</p>	